

放置艇対策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 港湾、河川及び漁港の公共用水域（以下「三水域」という。）内の放置艇について、具体的かつ実効性のある対策を推進するため、放置艇対策推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 三水域連携による放置艇対策の推進に関すること
- 二 県民、利用者等への意識啓発に関すること
- 三 前二号のほか、放置艇対策の推進に必要な事項に関すること

(構成員)

第3条 会議の構成員は別表1のとおりとする。

(会長)

第4条 会議に、会長を置き、県土整備部プロジェクト統括監をもって充てる。

- 2 会長は、会議を総理し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する構成員がその職務を行う。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(作業班)

第6条 会議に作業班を置く。

- 2 作業班の構成員は、別表2の放置艇対策担当職員とする。
- 3 作業班に、班長を置き、県土整備部港湾政策課港湾経営・管理担当室長をもって充てる。
- 4 作業班は、会長の指示により放置艇対策の専門的事項について検討を行う。
- 5 作業班の会議は、班長が必要に応じ招集する。
- 6 班長は必要があると認めるときは、班員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、港湾政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成24年11月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行に際し、「放置艇対策検討会議設置要綱」は廃止する。
- 3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 10 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 11 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- 12 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

<別表 1>

県土整備部プロジェクト統括監
県土整備部河川政策課長
県土整備部港湾政策課長
農林水産部生産基盤課水産基盤・国営担当室長
東部県土整備局<徳島>副局長（整備担当）
東部県土整備局<徳島>副局長（環状道路・港湾担当）
東部県土整備局<徳島>副局長（鳴門担当）
南部総合県民局県土整備部長
南部総合県民局県土整備部<美波>副部長
南部総合県民局農林水産部長
国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所河川占用調整課長
国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所管理課長
国土交通省四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所補償調整官
海上保安庁徳島海上保安部警備救難課長

<別表 2>

県土整備部港湾政策課港湾経営・管理担当室長
県土整備部河川政策課企画・管理担当
県土整備部港湾政策課企画担当
県土整備部港湾政策課管理担当
農林水産部生産基盤課水産基盤整備担当
東部県土整備局<徳島>河川・砂防管理担当
東部県土整備局<徳島>港湾管理担当
東部県土整備局<徳島>鳴門担当
南部総合県民局県土整備部<阿南>施設管理担当
南部総合県民局県土整備部<美波>予防保全・管理担当
南部総合県民局農林水産部<美波>水産振興担当
国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所河川占用調整課
国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所管理課
国土交通省四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所
海上保安庁徳島海上保安部警備救難課